

○三芳町文化会館管理規則

平成31年3月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町文化会館条例（平成21年三芳町条例第24号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、別表第1で定める期間に利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の許可に係る事項を変更又は取りやめようとする者は、別表第1で定める期間に利用変更・取消申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、管理運営上支障があると認める場合においては、利用日までに時間的余裕のない申請を受け付けないことができる。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の申請を受けた場合において、適当と認めるときは、利用許可書（様式第3号）又は利用変更許可書（様式第4号）を当該申請者に交付する。

(利用料金の納入)

第4条 条例第10条第1項の利用料金は、利用許可書の交付と引換えに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(付属設備等の利用料金)

第5条 条例第10条第2項の文化会館の付属設備、器具等を利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ

町長の承認を得て定めるものとする。ただし、ミニホール、会議室及び音楽スタジオの各部屋に備え付けの付属設備、器具等の利用料金は免除する。

(利用料金の返還)

第6条 条例第11条ただし書の規定による返還の額は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めに帰すことのできない事由により、指定管理者が利用許可を取り消した場合 全額
  - (2) 利用許可を受けた者が、ホール利用にあっては変更・取消し申請期間までに、その他の利用にあっては利用開始日の前1月までに、前号以外の事由により、利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額
  - (3) 利用許可を受けた者が、ホール利用を除き、利用開始日の前14日までに利用許可の取消しの承認を受けた場合 半額
- 2 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。
  - 3 指定管理者は、利用料金の返還を決定したときは、利用料金返還承認書(様式第6号)を当該申請者に交付する。
  - 4 指定管理者は、利用料金の返還が不相当と認めるときは、利用料金返還不承認決定通知書(様式第7号)を当該申請者に交付する。

(遵守事項)

第7条 文化会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次の行為は、これをしてはならない。
  - ア 所定の場所以外で飲食をすること。
  - イ 暴力、喧嘩等他人に迷惑を及ぼすこと。
  - ウ 劇薬、危険物等を搬入すること。
  - エ 許可を受けている目的以外で施設、設備等を利用すること。
- (2) 次の行為は、許可を受けなければこれをしてはならない。
  - ア 火気類(爆発物を含む。)を搬入し、又は使用すること。

イ 寄附の募集、物品の販売及びこれに類する行為又は飲食物の提供をすること。

ウ 館内の壁、柱、窓、扉等に貼紙、幕等を掲出し、又は釘類等を打ち込むこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、不正、不当又は公共の秩序を乱す行為をしてはならない。

(利用後の点検)

第8条 利用者は、条例第13条の規定により原状に復したときは、速やかに係員に申し出るとともに点検を受けなければならない。

(施設の立入り)

第9条 指定管理者は、文化会館の施設等の維持管理上必要があると認めるときは、利用を許可している施設等に関係者を立ち入らせることができる。

(入館の禁止等)

第10条 指定管理者は、文化会館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(町による管理運営)

第11条 条例第15条第1項の規定により、指定管理者に代わって町が文化会館の管理を行う必要が生じた場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、第5条中「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第6条第2項、第3項及び第4項の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に三芳町文化会館条例（平成21年三芳町条例第24号）の規定により利用の許可を受けている者の付属設備等の利用料金については、改正後の三芳町文化会館管理規則の利用料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

施設区分		許可申請期間 (第2条第1項関係)	変更・取消し申請期間 (第2条第2項関係)
ホール	舞台及び客席	利用する日の1年前から3か月前までの期間	利用する日の3か月前まで
	舞台のみ	利用する日の3か月前から	利用する日の1か月前まで
楽屋1		利用する日の1年前から3か月前までの期間	利用する日の3か月前まで
楽屋2			
楽屋3			
ミニホール		利用する日の3か月前から	利用する日の14日前まで
会議室1			
会議室2			
音楽スタジオ			
展示室			

備考 指定管理者は、申請者がホール以外の施設をホールと一体的に利用す

る場合においては、ホールの施設区分を適用することができる。この場合においては、第6条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

別表第2（第5条関係）

付属設備・器具利用料金

1 舞台設備

品名	単位	金額（円）	備考
所作台（化粧框含む）	1枚	410	
花道所作台	1式	1,040	
平台	1枚	200	
木足	1個	50	平台利用の際は無料
箱足	1個	50	平台利用の際は無料
開き足	1枚	50	平台利用の際は無料
金屏風	1双	1,040	
司会台	1台	200	
演台	1台	520	
花台	1台	150	
松羽目	1式	1,040	
竹羽目	1式	1,570	
スクリーン	1式	1,040	
めくり立て	1台	100	
人形立て	1台	100	
振り落としパイプ	1個	100	
国旗	1枚	100	

町旗	1枚	100	
紗幕（黒・白）	1枚	1,040	
緋毛氈	1枚	100	
長座布団・高座用座 布団	1枚	200	
上敷（大）	1枚	200	
上敷（中）	1枚	100	
雪カゴ	1個	200	
講釈台	1台	310	
音響反響板	1式	2,090	
吊り看板	1枚	200	
立て看板	1枚	200	
舞台用長机	1台	100	
椅子	1脚	50	演奏者用・舞台用
地がすり	1枚	1,040	
指揮者台	1台	200	
指揮者譜面台	1台	200	
演奏者譜面台	1台	100	
仮設花道	1式	830	上下は別
鳥屋囲い	1式	1,040	
定式幕	1枚	1,570	
バレエシート	1枚	310	ビニールテープ付 き
浅黄幕	1枚	1,040	
ホワイトボード	1台	200	
譜面灯	1個	50	電池式（電池は別）

平台用キャスター	1個	50	引枠用
持込み機材電源	1kw	100	

## 2 楽器類

品名	単位	金額（円）	備考
フルコンサートピアノ（ホール用）	1台	5,230	専用いす付き
セミコンサートピアノ（ミニホール用）	1台	2,090	専用いす付き
小型グランドピアノ（音楽スタジオ用）	1台	780	専用いす付き

## 3 照明設備

品名	単位	金額（円）	備考
ボーダーライト	1列	1,570	
アッパーホリゾン トライト	1列	2,090	
ローアホリゾン トライト	1列	2,090	
スポットライト	1台	200	1Kw
スポットライト	1台	100	0.5Kw
ピンスポットライ ト	1台	2,090	
ミラーボール	1台	310	
スモークマシン	1台	520	
ドライアイスマシ ン	1台	520	

カラーチェンジャー	1台	310	
スタンド	1台	50	
ベーススタンド	1台	50	
種板	1枚	50	
パーライト	1台	200	0.5Kw
ハイクオリティス ポットライト	1台	200	
ハイクオリティス ポットライトマシ ン	1台	100	
効果用スポットラ イト	1台	310	
効果用マシン	1台	100	
オリジナル種板製 作	1枚	520	
星球	1式	520	
持込み機材電源	1Kw	100	

#### 4 音響設備

品名	単位	金額 (円)	備考
拡声装置 (メイン卓 利用)	1式	2,090	
拡声装置 (舞台袖卓 利用)	1式	1,570	
拡声装置 (メイン及 び袖卓利用)	1式	2,610	
移動卓	1台	1,040	



マイクロホン	1本		100	
ワイヤレスマイク装置	1式		410	マイク1本付き
マイクスタンド	1台		50	
ダイレクトボックス	1台		100	
三点つりマイク装置 (マイク付き)	1式		2,090	マイク持込みも同じ
カセットデッキ	1台		410	
MDデッキ	1台		410	
CDデッキ	1台		410	
エフェクター	1式		410	
移動スピーカー (ハイボックス)	1式		1,040	
移動スピーカー (サブ・ローボックス)	1式		1,040	
ステージモニタースピーカー	1台		730	スタンド付き
フロアモニタースピーカー	1台		730	
持込み機材電源	1Kw		100	

#### 5 その他の設備

品名	単位	金額 (円)	備考
16ミリ映写機	1台	2,090	映写技師は利用者負担
ホール用ビデオプロジェクター	1台	1,040	

スタジオ用音響設備	1式	1,040	マイク3本付き
仮設舞台	1台	410	
折りたたみ式譜面台	1台	50	

備考

- (1) ここで定める利用料金は、条例別表第1に定める「午前」「午後」「夜間」の使用時間においてそれぞれ1単位とし、全日を利用する場合は、3単位として計算する。
- (2) ピアノの調律は、利用者の負担とする。

様式第1号 (第2条関係)

利 用 許 可 申 請 書

申請日： 年 月 日

(あて先) 三芳町文化会館指定管理者  
三芳町文化会館施設の利用を申請します。

ふりがな 利用者名	個 人 団 体		
ふりがな 代表者名			電話番号
			FAX番号
ふりがな 申 込 者	氏 名	電話番号	
		FAX番号	
	住 所	〒	E-mail

ご 利 用 日		施 設 名	区 分	入 場 者 数	利用方法 (準備・練習等)
年 月 日	曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日	曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日	曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日	曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日	曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
連続利用	期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )			
	施設				

利用目的	
事前打ち合わせ予定日	年 月 日( ) 時 分
設備/器具の使用( )	器具等の持込 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
入場料 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料( 円)	販 売 行 為 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

記入は月ごとに別様

入力者	利用連絡表	予定表

様式第2号（第2条関係）

利用変更・取消申請書

申請日： 年 月 日

（あて先）三芳町文化会館指定管理者 様

- 三芳町文化会館施設の利用の変更を申請します。  
三芳町文化会館施設の利用の取消を申請します。

ふりがな 利用者名	個人 団体	
ふりがな 代表者名		電話番号 FAX番号
ふりがな 申込者	氏名	電話番号 FAX番号
	住所	E-mail

ご利用日	施設名	区分	入場者数	利用方法 (準備・練習等)
年 月 日 曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日 曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日 曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日 曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
年 月 日 曜日	ホール、舞台のみ、楽屋 1・2・3、ミニホール 会議室 1・2、音楽スタジオ、展示室A・B・C・D	午前・午後 夜間・全日	名	
連続利用	期間 年 月 日( ) ~ 年 月 日( ) 施設			

利用目的	
事前打ち合わせ予定日	年 月 日( ) 時 分
設備/器具の使用( )	器具等の持込 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
入場料 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料( 円)	販売行為 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

入力者	利用連絡表	予定表

様式第3号（第3条関係）

利用許可書

年 月 日

申請者	団体／個人名			
	住所			
	代表者		電話番号	
	申請者		電話番号	

利用日	施設名	区分	入場者数	利用方法	連続割引	金額
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
					合計	円
利用内容						
目的						
事前打ち合せ				入場料		円～ 円
設備・器具等の使用		器具等の持込		販売行為等		

上記のとおり利用を許可します。

三芳町文化会館指定管理者 印

様式第4号（第3条関係）

利用変更許可書

年 月 日

申請者	団体／個人名					
	住所					
	代表者		電話番号			
	申請者		電話番号			
利用日	施設名	区分	入場者数	利用方法	連続割引	金額
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
			人			円
					合計	円
利用内容						
目的						
事前打ち合せ			入場料	円～ 円		
設備・器具等の使用		器具等の持込		販売行為等		

上記のとおり会館の利用変更を行いました。

三芳町文化会館指定管理者 印

様式第5号（第6条関係）

利用料金返還申請書			
			年 月 日
(あて先) 三芳町文化会館指定管理者 様			
申請者(法人、団体の場合は名称及び代表者名)			
			住 所 _____
			氏 名 _____ 印
			電 話 (     ) _____
			担当者名 _____
次の理由により、三芳町文化会館コピスみよし利用料の返還を申請します。			
利用年月日	年 月 日	行事名	
		内容	
返還申請理由	利用取消・更正減額・重複・過納 (その他)		
返還を受ける施設利 用区分及び備品			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
返還方法	窓口払い		口座振込
振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信 用 金 庫 農 協	普 通 ・ 当 座	番 号  名 義 人
既 納 入 年 月 日	納入年月日		納入金額
及 び 納 入 金 額	年 月 日		円
返還金額			円

※振込先口座は申請者の口座に限ります。

様式第6号（第6条関係）

利用料金返還承認書		年 月 日	
住 所 _____		氏 名 _____ 様	
		三芳町文化会館指定管理者 印	
下記のとおり、三芳町文化会館コピスみよしの利用料を返還します。			
利用年月日	年 月 日	行事名	
		内容	
返還申請理由	利用取消・更正減額・重複・過納 (その他)		
返還を受ける施設利 用区分及び備品			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
			午前・午後・夜間・全日
振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信 用 金 庫 農 協	普 通 ・ 当 座	番 号 名 義 人
振込予定年月日	年 月 日		
返還金額	円		



様式第7号（第6条関係）

利用料金返還不承認決定通知書

年 月 日

様

三芳町文化会館指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました三芳町文化会館コピスみよしの利用料金の返還については、下記のとおり不承認とすることに決定しましたので、三芳町文化会館管理規則第6条第4項の規定により通知します。

記

- 1 利用日時
- 2 利用施設名
- 3 利用内容
- 4 不承認の理由

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)